

部活動に係る活動方針

※本学園の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り,以下の項目を本校の「部活動に係る活動方針」とする。

- ① 指導者として威厳を保ちつつも,コミュニケーションを図りながら,部員の動向をしっかりと注視し,信頼関係を構築すること。
- ② 部員がどのような状況下にあるか把握し,部員の意見も聴取(尊重)しながら向上心を養うため問題解決に臨むこと。
- ③ 体罰やそれに類する言動は厳に慎むこと。
- ④ 活動時間や休養日の設定については,副顧問などとも相談をするとともに,県の方針も参考にしながら顧問が計画し,校長の許可を得ること。
- ⑤ 年間スケジュールは,定期考査・校外実習等を考慮しながら設定し,計画すること。
- ⑥ 各部の顧問は,当該年度の年間活動計画書及び前年度の活動実績報告書を所定の様式で作成し,期限までに校長へ提出すること。
- ⑦ 校長は,年間活動計画書が生徒及び指導者にとって活動方針に則った適切な内容になっているか精査し,必要に応じて指導を行うものとする。
- ⑧ 顧問及び副顧問は,年度当初の保護者会等を通じて,担当する部活動に係る活動方針や年間活動計画等について,保護者等に周知し協力を得ること。

令和元年 12 月 3 日
学校法人鹿児島学園
龍桜高等学校